

収入保険（平成31年産から導入予定）保険料と積立金、補填金額＜試算＞

平成29年2月3日・一般社団法人石川県農業会議

【制度の概要】

- (1) 収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけではなく、価格低下なども含めた収入減少を補償する仕組みです。
- (2) 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
- (3) 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
- (4) 農業者は、保険料（必須）・積立金（任意）を支払って加入します（任意加入）。

【試算の前提条件】

- (1) 基準収入 1,000 万円の農業者が、(2) 補償限度 9 割（1 割が積立方式、8 割が保険方式）、(3) 支払い率 9 割、を選択した場合、(4) 積立金は 22.5 万円（初回に全額を積立）、(5) 保険料は年 7.2 万円（毎年掛け捨て）

収入の減少率	収入の減少額 ①	補 填 金			⑤ 保険金③ ÷保険料 (元がとれる上限 年数)	備 考
		②積立金 (90 万円 のうち 22.5 万円 を積立)	③保険金 (保険料は 毎年掛け 捨てで年 7.2 万円)	④ 合計		
10%	100 万円	0 万円	0 万円	0 万円	—	① 100 万円までの減収は自己負担。
15%	150 万円	45 万円	0 万円	45 万円	—	
20%	200 万円	90 万円	0 万円	90 万円	—	② 積立金は 90 万円が上限。 ③ 保険金は収入減 20% 超から対象
25%	250 万円	90 万円	45 万円	135 万円	6.25 年	
30%	300 万円	90 万円	90 万円	180 万円	12.5 年	③ 25 年に一度の 40% 減収、25 年間の保険料＝保険金
40%	400 万円	90 万円	180 万円	270 万円	25.0 年	
50%	500 万円	90 万円	270 万円	360 万円	37.5 年	
60%	600 万円	90 万円	360 万円	450 万円	50.0 年	③ 50 年に一度の 60% 減収、50 年間の保険料＝保険金
70%	700 万円	90 万円	450 万円	540 万円	62.5 年	
80%	800 万円	90 万円	540 万円	630 万円	75.0 年	③ 75 年に一度の 80% 減収、75 年間の保険料＝保険金
90%	900 万円	90 万円	630 万円	720 万円	87.5 年	
100%	1,000 万円	90 万円	720 万円	810 万円	100.0 年	③ 100 年に一度の 100% 減収、100 年間の保険料＝保険金

- (注) 1. この制度に加入するには青色申告の前年実績が最低でも 1 年必要です。
- (注) 2. 平成 31 年産から加入するには平成 29 年産を青色申告する必要があります。
- (注) 3. これから平成 29 年産の青色申告を始める農業者は平成 29 年 3 月 15 日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出する必要があります。